

喬木村及び株式会社 sci-bone の包括連携に関する協定書

喬木村(以下「甲」という。)と株式会社 sci-bone(以下「乙」という。)は、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の包括的な連携のもと相互に協力し、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、教育行政関連事業や健康づくり事業を通じ、持続的な地域社会の構築を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について連携し、協力して取り組むものとする。

- (1) 部活動支援に関すること。
- (2) 部活動地域移行に関すること。
- (3) スポーツ合宿受け入れに関すること。
- (4) 地域の健康づくりに関すること。
- (5) その他、相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること。

(連携事項推進のための協議等)

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、随時協議を行うものとする。

- 2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結されている場合には、当該個別の協定、契約等の規定がこの協定に優先するものとする。
- 3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、事業ごとに別途取り決めることとする。

(協定の変更)

第4条 甲乙いずれかから、この協定の内容について変更の申し出があったときは、甲乙協議し書面による合意の上、この協定を変更するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれも更新の拒絶を相手方に対し書面をもって通知しないときは、この協定と同一の条件をもって、1年間更新されたものとし、次年度以降についても、また同様とする。

2 甲乙いずれも、この協定を解約しようとするときは、解約希望の日から起算して1ヶ月前までに書面により相手方に対し通知しなければならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年8月1日

甲 長野県下伊那郡喬木村 6664

乙 東京都北区赤羽 1-59-9
ネスト赤羽

喬木村
喬木村長

株式会社 sci-bone
代表

市瀬 直史

宮澤 留以
